

平成27年6月定例会 防災対策特別委員会（事前）

平成27年6月10日（水）

〔委員会の概要〕

須見委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①）

【報告事項】

- 「とくしま－0作戦」地震対策行動計画の進捗状況について（資料②）

黒石危機管理部長

6月定例会に提出を予定しております、防災対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。まず、はじめに、総括事項と危機管理部関係につきましては、私から御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

お手元の防災対策特別委員会説明資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。一般会計の総括でございます。関係する6部局で、予算の補正をお願いいたしております。補正予算額は、総括表の一番下の計の欄の左から3列目に記載のとおり、131億6,749万円となっております。補正後の予算額は、433億2,056万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

このうち、危機管理部関係につきましては、表の補正額の欄、最上段に記載のとおり、1億340万円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、51億2,997万円となっております。

次に、2ページをお開きください。特別会計の総括でございます。補正予算額は、総括表の一番下の計の欄の左から4列目に記載のとおり、2億7,350万円となっております。補正後の予算額は、4億1,000万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。危機管理部の補正予算の部別主要事項について、各課ごとに御説明申し上げます。まず、危機管理政策課についてであります。防災総務費の摘要欄①防災センター運営費であります。まず、アのマル新、防災センター浸水対策モデル事業では、防災拠点施設となる県立防災センターの浸水対策を講じるための経費として、6,500万円を計上いたしております。次に、イのマル新、とくしま防災「防人プロジェクト」推進事業では、防災士の裾野を広げ、地域防災力の向上を図るため、若年層や県

南県西部在住の方などが参加しやすい養成講座をはじめ、防災士の増加について、調査研究などを行う経費として、600万円を計上いたしております。最後に、ウのマル新、「防災士」活用・防災啓発サポーター事業では、防災士という人的資源を更に活用し、防災啓発サポーターとして啓発活動やスキルアップの支援を行う経費として、400万円を計上いたしており、危機管理政策課計で、7,500万円を計上いたしております。

次に、とくしまゼロ作戦課についてであります。まず、財政管理費の摘要欄①アでは、命を守るための大規模災害対策基金積立金として、90万円を計上いたしております。次に、防災総務費の摘要欄①防災対策指導費であります。アの防災システム運用費として、新たな防災情報基盤の構築及び戦略的災害医療G空間プロジェクトにおける成果の全県展開に向け、新たなサービスの県民への確実、かつ、速やかな浸透を図るため、普及促進及び導入支援等を行う経費として、2,000万円を計上しており、とくしまゼロ作戦課計で、2,090万円を計上いたしております。

最後に、安全衛生課についてであります。予防費の摘要欄①動物愛護管理費であります。アのマル新、災害救助犬等育成プロジェクト推進事業では、大規模災害発生時の備えと動物愛護の推進を図るため、動物愛護管理センターに收容される犬の中から、災害救助犬やセラピードッグの育成を行う経費として、750万円を計上いたしており、安全衛生課計で、750万円を計上いたしております。

続きまして18ページをお開きください。平成26年度繰越明許費繰越計算書でございますが、これらにつきましては、平成27年2月定例会におきまして、繰越予算額の議決を頂いたところであり、翌年度繰越額につきましては、とくしまゼロ作戦課所管の防災対策指導費が1億6,077万9,000円、総合情報通信ネットワークシステム運営費が5億4,008万6,892円となっております。今回、繰越ししました事業につきましては、早期の事業完了に努め、事業効果を発現できますよう、最善の努力をしてまいりたいと考えております。危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、1点、御報告申し上げます。別冊の防災対策特別委員会資料、とくしまゼロ作戦地震対策行動計画の進捗状況についてを御覧ください。東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、平成24年3月に大幅な見直しを行いました本行動計画の平成26年度末の進捗状況を御報告させていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。平成26年度末時点での進捗状況の概要をお示ししています。2の進捗状況を御覧いただきたいと思っております。行動計画には、全部で395の取組があり、それぞれについて、達成、順調、要努力の3段階に分け、進捗状況を取りまとめました。この結果、達成が137項目で全体の34.7パーセント、順調が249項目で全体の63パーセント、要努力が9項目で全体の2.3パーセントとなっております。なお、この進捗状況については、去る5月29日に開催した様々な分野の外部委員で組織した地震対策行動計画推進委員会に報告し、今後の事業の取組方等について、御助言を頂いたところです。今後につきましても、全庁を挙げて、計画の着実な推進を図ってまいります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

大田保健福祉部長

6月定例会に提出を予定いたしております保健福祉部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の1ページをお願いいたします。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の上から2段目、保健福祉部といたしまして、9,000万円の補正予算をお願いいたしております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

4ページをお願いいたします。今回の補正予算案について、御説明いたします。長寿いきがい課の老人福祉施設費の摘要欄①のア、高齢者福祉施設等防災減災促進事業費9,000万円は、今後被災するおそれのある施設や過去に大きな被害を受けた施設が、防災拠点や多世代交流多機能型サービスの拠点としての機能を付加した上で移転を行う場合に、施設整備に要する経費の一部を助成するものでございます。

16ページをお願いいたします。その他の議案等の（1）条例案でございます。徳島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例でございますが、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の対象事業が平成26年度で終了したことに伴い、徳島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を廃止するものでございます。施行期日につきましては、公布の日からとしております。

19ページをお願いいたします。平成26年度繰越明許費繰越計算書でございます。保健福祉部の繰越明許費の状況を記載しております。繰越明許費につきましては、平成27年2月定例会において、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、医療政策課の医療衛生費で、8億1,500万円の繰越額が確定いたしました。今回繰越ししました事業につきましては、早期の事業完了に努め、事業効果を発現できますよう最善の努力をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

保健福祉部関係の提出予定案件の説明は、以上であります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

犬伏農林水産部長

それでは、お手元に御配布の防災対策特別委員会説明資料によりまして、農林水産部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。今回、提出を予定しております案件は、平成27年度補正予算案、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書でございます。

説明資料の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総括表でございますが、一般会計につきまして、上から3段目の補正額欄に記載のとおり、36億5,096万9,000円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、101億5,587万8,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、5ページを御覧ください。課別主要事項について、御説明させていただきます。まず、農山漁村振興課関係でございますが、3段目の漁港建設費につきまして、漁港における津波対策や護岸整備などの公共事業に要する経費として、3億6,297万9,000円の増額などをお願いするものでございます。農山漁村振興課計といたしましては、4億1,697万9,000円の増額をお願いしております。

6ページをお開きください。農業基盤課関係でございますが、1段目の土地改良費につきまして、摘要欄①の基幹農道整備事業費及び摘要欄②の広域営農団地農道整備事

業費におきまして、緊急輸送路を補完する農道の整備に要する経費として、それぞれ、4,306万9,000円と1億9,403万5,000円の増額を、2段目の農地防災事業費につきまして、農地の保全や災害の未然防止に要する経費として、5億5,120万4,000円の増額を、3段目の農地及び農業用施設災害復旧費につきまして、災害復旧に要する経費として、1億9,080万円の増額をお願いするものでございます。農業基盤課計といたしましては、9億7,910万8,000円の増額をお願いしております。

次に、森林整備課関係でございますが、1段目、林道費につきまして、摘要欄①の森林基盤整備事業費におきまして、緊急輸送路を補完する林道の整備に要する経費として、9億2,366万5,000円の増額を、2段目、治山費につきまして、摘要欄①の治山事業費におきまして、荒廃山地の復旧や、山地災害を未然に防止するための経費など、10億6,595万7,000円の増額を、3段目の災害林道復旧費、4段目の治山施設災害復旧費農林水産施設及び7ページを御覧ください。1段目の治山施設災害復旧費土木施設につきましては、現年発生災害復旧に要する経費の増額を、それぞれお願いしております。森林整備課合計といたしまして、22億5,488万2,000円の増額となっております。

20ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、（3）平成26年度繰越明許費繰越計算書でございます。平成27年2月定例会におきまして、翌年度繰越予定額を御承認いただきましたが、御承認いただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

20ページから22ページまでは、各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

22ページをお開きください。6課の翌年度繰越額の合計額につきましては、最下段、翌年度繰越額欄に記載のとおり、合計で38億901万8,835円となりましたので、御報告させていただきます。

29ページをお開きください。（4）平成26年度事故繰越し繰越計算書でございます。農山漁村振興課の広域漁港整備事業費におきまして、翌年度繰越額欄に記載のとおり、農山漁村振興課で1億1,016万円を繰り越すこととなったものです。これは、昨年8月の台風11号及び12号による災害の発生等に伴い、工事の施工計画の変更を余儀なくされたため、年度内執行が困難になったことによるものです。これらの事業につきましては、事業効果を発現できるよう、早期の完成に向けて、最善の努力をしておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。提出予定案件の説明は以上でございます。

瀬尾県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

それでは、お手元の委員会説明資料1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から4段目に記載しておりますとおり、今回、県土整備部におきましては、89億4,123万4,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、240億806万3,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

次に、2ページをお開きください。特別会計につきましては、流域下水道事業特別会計におきまして、2億7,350万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、4億1,000万円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括

弧書きで記載してございます。

続いて、8ページをお開きください。このページから10ページにかけては、一般会計の各課別の主要事項説明でございます。まず、道路整備課におきましては、災害時の緊急輸送道路等となる道路施設の新設改良などの道路整備に要する経費として、19億4,683万5,000円の補正をお願いしております。

次の都市計画課におきましては、鳴門総合運動公園の更なる防災機能強化を図るための経費として、2億580万円の補正をお願いしております。

次の住宅課におきましては、県営住宅の地震対策に要する経費として、2,358万1,000円の補正をお願いしております。

次の河川整備課におきましては、河川管理施設の維持管理や計画的な河川改修等を実施するとともに、昨年8月豪雨で甚大な浸水被害が発生した那賀町和食土佐地区において実施しております床上浸水対策特別緊急事業を増額するほか、次の9ページに記載しております新たに海岸保全施設の長寿命化計画を策定するための経費など、合計で16億7,575万8,000円の補正をお願いしております。

次の砂防防災課におきましては、通常砂防事業費や地すべり対策事業費等のほか、総合流域防災事業費におきまして、土砂災害危険箇所の基礎調査費を増額するなど、合計で44億6,655万円の補正をお願いしております。

10ページをお開きください。運輸政策課におきましては、港湾海岸保全施設の整備等に要する経費など、合計で4億9,940万円の補正をお願いしております。

次の高規格道路課におきましても、災害時の緊急輸送道路等となる地域高規格道路の整備に要する経費として、1億2,331万円の補正をお願いしております。

11ページを御覧ください。特別会計でございます。水・環境課の流域下水道事業特別会計におきまして、旧吉野川流域下水道処理場の津波対策工事等に要する経費として、2億7,350万円の補正をお願いしております。

14ページをお開きください。債務負担行為でございます。追加といたしまして、水・環境課の旧吉野川流域下水道建設事業工事委託契約で、限度額2億9,400万円の債務負担行為を設定するものでございます。

15ページを御覧ください。地方債でございます。変更といたしまして、流域下水道事業特別会計で、変更後9億5,000万円を限度額として、事業の財源に県債を充てることとしております。起債の方法、利率等は記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

次に、17ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、平成26年度継続費繰越計算書でございます。出合大橋上部工架設事業につきましては、継続費により事業を進めておりますが、平成26年度継続費予算現額の計欄、9億277万8,000円に対し、その三つ横の翌年度繰越額4億円が繰越しとなったものでございます。

続いて、23ページをお開きください。平成26年度繰越明許費繰越計算書でございます。平成27年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。このページから25ページにかけては、一般会計における各課別の繰越明

許費の状況を記載いたしております。

25ページを御覧ください。9課の翌年度繰越額の合計額につきましては、合計欄にございますとおり、101億7,904万4,908円となっております。

26ページをお開きください。特別会計の繰越明許費でございます。流域下水道事業特別会計における繰越額は、表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載のとおり、2,751万1,590円となっております。

30ページをお開きください。平成26年度事故繰越し繰越計算書でございます。一般会計で、表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載のとおり、2課で1億727万8,000円の繰越額となっております。

県土整備部関係の説明事項は以上でございます。なお、報告事項につきましては、特にございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

西本病院局長

それでは、病院局関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

説明資料の31ページをお開きください。平成26年度の病院事業会計継続費繰越計算書でございます。海部病院改築事業につきましては、平成28年度までの継続費として総額60億5,000万円をお認めいただいているところであります。平成26年度の予算現額は、トータルで3億5,300万円となっておりますが、このうち、平成26年度中の執行額、すなわち支払義務発生額が、2,469万9,504円となったことから、表の中ほど、翌年度通次繰越額に記載のとおり、3億2,830万496円を繰り越しております。繰越理由につきましては、海部病院改築工事の発注に際して、入札が不調となり、再度入札を行う必要が生じ、手続に不測の日数を要したため、工事の着手に遅れが生じたことによるものです。

続きまして、32ページをお開きください。平成26年度の病院事業会計予算繰越計算書でございます。

中央病院改築等事業をはじめとする2事業につきまして、合計で、6億1,437万3,000円予算計上しておりましたが、平成26年度中の執行額、すなわち支払義務発生額が、2億5,200万5,420円となったことから、翌年度繰越額に記載のとおり、2事業合計で3億6,236万6,000円を繰り越しております。不用額については、1,580円となっております。なお、繰越理由につきましては、それぞれ右側の説明欄に記載のとおり、設計に関する協議に日数を要したことによるものです。

病院局関係は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

木下副教育長

それでは、6月定例県議会に提出を予定いたしております、教育委員会の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会における補正予算案といたしまして、総括表の下から3段目に記載のとおり、3億4,865万9,000円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、17億2,600万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載の

とおりでございます。

続きまして、12ページをお開きください。補正予算の内容についてでございますが、まず、施設整備課関係でございます。県立高校の学校建設費におきましては、阿南工業高校改築などの高校施設整備事業費につきまして、3億4,565万9,000円の増額をお願いしております。

続きまして、体育学校安全課関係でございますが、保健体育総務費におきまして、県立高校生等の防災士の資格取得を支援するための経費として、学校安全管理指導費につきまして、300万円の増額をお願いしております。

27ページをお開きください。平成26年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成26年度から平成27年度への繰越明許費につきましては、本年2月定例県議会におきまして、繰越予定額の御承認を頂いておりましたが、今回、御承認をいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。施設整備課所管の高校施設整備事業費及び特別支援学校施設整備事業費におきまして、合計、21億3,069万8,000円に確定しましたので、御報告いたします。

以上、6月定例県議会に提出を予定しております教育委員会関係の案件につきましての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

逢坂警察本部警備部長

続きまして、警察本部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の1ページをお開きください。まず、警察本部につきましては、一般会計歳入歳出予算総括表の下から2段目の補正額の欄に記載のとおり、3,322万8,000円の増額補正をお願いするものであります。補正後の予算総額は、4億5,768万1,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりであります。

次に、13ページをお開き下さい。補正予算に係る事業について、御説明申し上げます。警察施設費として、3,322万8,000円の増額で、内訳は表の右側、摘要欄に記載のとおり、警察署整備事業費として、昨年度に策定した徳島東警察署庁舎整備基本構想を踏まえ実施する、新防災センター徳島東署施設整備PFI導入可能性調査に要する経費1,000万円及び警察本部鳴門警察署牟岐警察署庁舎の防災機能強化に要する経費2,322万8,000円を計上しております。

続きまして、28ページをお開きください。平成26年度繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。平成27年度への繰越事業は、警察署整備事業費の4億6,508万1,000円でございます。これは、警察本部庁舎空調設備更新事業に要する経費を繰り越したものであります。

警察本部関係は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

須見委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協

力をよろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

それでは、何点かお伺いをさせていただきます。梅雨に入りまして、昨日も雨がたくさん降ったんですけども、雨になりますと御心配だという声が寄せられるんですが、一つが堤防の整備、それから河川の整備でございます。特に那賀川沿いで昨年大きな水害がありまして、鷺敷地区、加茂谷地区など本当に大変な大水害だったんですけども、今回は那賀川水系であります桑野川流域です。昨年の8月の災害で桑野川水域におきましても大きな水害がございました。それで、家が少ない所もあれば、富岡地区のような家がたくさんある所もずっとあるんですけども、特にこの中で富岡町中川原、また宝田町川原という所と接してるんですけども、ここが浸水いたしまして、以前から排水設備、それから排水ポンプ車というのがあるんですけども、きてもらおうと思っても置く場所がないということで、これの整備をお願いするということで、昨年の洪水の後も要望書を出させていただいたりしてるんです。これらの進捗状況といいますか、取組状況はどうなっているのでしょうか。

綿貫水資源・流域振興室長

平成26年8月の桑野川について、台風12号による浸水被害内水対策に係る御質問を頂いております。まず、桑野川岡川左岸であります宝田町川原、横見町高川原、富岡町中川原に排水ポンプ車の設置ができる環境の整備の御提案を頂いております。まず、宝田町の岡川左岸の川原地区の内水は、県道、富岡橋を横断している水路によりまして、富岡町中川原地区や横見町高川原地区の内水と合流しております。そして、富岡橋のすぐ下流の低地にあります高川原ひ門に内水が集まってくるという状況でございますので、高川原樋門に排水ポンプ車を配置することができましたら効率的に内水を排除できると考えております。そこで、今委員のほうからその設置の場所の確保が必要でないかということでございましたが、ポンプ車の設置につきましては、排水ポンプ車及びそのホースを移動させるクレーン車等の作業スペース、さらには集排水を行います水路の釜場の確保が必要でございます。那賀川河川事務所に確認しましたところ、委員からお話のありました地区の内水が集まります高川原の樋門の箇所には排水ポンプ車の設置に向けた検討を現在進めているというところでございます。

達田委員

昨年の水害の時には皆さんも水害状況を御覧になったと思うんですけども、ちょうど、この地区というのが三角に水路が集まって、内水も外の水もいっぱいになって、私も後でびっくりしたんですけども、水路の中に家具がいっぱい流れ込んできてるんですね。それで、畳なんかも浮いて流れてきているものですから、近所の人の方が上げようと思っても重たくて重たくて上げれないと、そういう状況もございました。それで、ずっと以前からポンプ車をどうにか配置してもらいたい、それから、できたら固定のポンプを付けてもらいたいというような意見が出てたんですけども、このポンプ車を何とか設置できるようにし

ようということに取り組んでいただいているということなのですが、本当に一日も早く実現させていただきたいんですね。雨が降るたびに心配なという状況になっております。一度浸水で大変な被害を受けますと、一度ならず二度も三度もあるんですけれども、本当に雨が降るたびに大変な思いをされていますので、これ、いつ頃になる予定なんでしょうか。

綿貫水資源・流域振興室長

特に大きな整備等をすることなく現状で設置が可能ではないか、いわゆる釜場の確保等も高川原樋門の箇所でも確保できるのではないかとというふうに聞いておりますので、現状の確認が終わり次第できるというふうに考えております。

達田委員

そんなに簡単にできるんだったら、もっと早くからしてほしいと言った時にできていたはずなんですけども、実は平成16年に大きな水害がございました。その時にも早くポンプ車きてくださいということで呼んだんですよ。ところが、わらとかごみがいっぱいあるので吸い上げれないということでもらえなかったんです。ですから、ごみが集まってくるというのを解決しないとなかなかできないんじゃないかということが一点と、それと、もっと広い場所がなかったらポンプ車は置けませんよということでも言われましたので、今の状況の堤防の広さで本当に大丈夫なのかどうか。大丈夫だったら呼ぶたびにきてくれと思うのですが、それ、ちょっと確認していただいて、本当にすぐにできるものかどうか、どうなんでしょうか。

綿貫水資源・流域振興室長

現状で排水ポンプ車及びクレーン車等の作業スペースの確保、また水を集排水します釜場の確保は可能と見込まれるというふうに聞いておりますので、対応が進むのではないかと考えております。

達田委員

ちょうど国管理の所と県管理の所との境目みたいな所でややこしいんですが、恐らく国管理の所に造るようになるのではないかと思いますけども、やっぱり住民の皆さんが何回も何回も足を運ぶとか、要望を何回もするとか、そういうことではなしに、ずっと前から水害で困ってますのでね。一日も早くそういう設備ができるように是非お願いしたいと思います。それで、ごみがといますと、草刈りとか、それから稲刈りした後、いっぱい稲が浮きますよね。そういう状態のときでも吸い上げれるのかどうか、きちんと確認しておいてくださいね。水が出たときにいっぱいわらが浮いているから行かれないと言われたのでは、本当に。あそこはボートで避難していたところ、御覧になったでしょう、テレビでね。あそこなんです。子供さんもおいでまして、学校にも行かれないような、そういう状況ですので、是非早くできるようにお願いしたいと思います。

それから、桑野川につきましては、ここだけではなくずっと沿川、水害が起きてまして、家が1軒とか2軒とかある所、それから今のように家がたくさんある所、いろいろあるんですけれども、根本的には堤防の整備というのがきちんとできてないんじゃないかと思わ

れる所が何箇所かございますね。桑野川について堤防の未整備箇所というのはどうなっているのでしょうか。

綿貫水資源・流域振興室長

桑野川を含みます那賀川水系の河川整備につきましては、平成19年6月に策定されました那賀川水系河川整備計画において位置付けられておりますが、その中で桑野川の国管理区間の無堤地区としましては、オワタ地区、会下地区、石合地区の3か所、そこでの整備が位置付けられているところでございます。

達田委員

この整備につきましては、どんなのでしょうか。もうしっかりとできていると。これからどんなのでしょうか。

綿貫水資源・流域振興室長

桑野川国管理区間の無堤地区、オワタ、会下、石合につきましては、今年の1月に那賀川直轄河川改修事業事業再評価というのが国において実施されまして、いわゆる学識者会議が国において主催され実施されております。その中で、まずは昨年8月豪雨でも甚大な被害がございました那賀川の無堤地区である深瀬、加茂、持井の整備を進めるとともに、引き続き、おおよそ平成34年度以降に整備を進めていきたいということが示されているところでございます。

達田委員

これ、今おっしゃったのが国のほうでやりますよという事業ですけれども、昨年水害の状況というのは、漬かっている様子を御覧になるなり、写真でなり御覧になっていると思うんですけれども、やっぱり家が少ないからといって先延ばしするというのは、これはいけないと思うんです。命に関わる問題ですのでね。是非進むようにしていただきたいんです。それで、今おっしゃったのは国なんですけれども、県の管理区間におきましても早期に堤防の整備を推進することが急務だということで、これ、那賀川水系河川整備計画にも書かれているんですけれども、県管理の所については堤防の整備、いろんなことをやらなければいけないと思うんです。河道の掘削とか、そういうのが書かれておりますけれども、その県管理の所についてはどうやって進めていっているのでしょうか。

川人河川整備課課長補佐

ただいま桑野川の県管理区間の改修の状況について御質問を頂きました。桑野川の県管理区間につきましては、昭和31年度から直轄管理区間の上流端、長生町大原地区がございまして、そこから新野町の県道大歳橋までの全体改修区間延長9,750メートルの改修事業に着手しております。これまでに、下流見合いの改修計画である30分の1断面の河道改修を概成しているところでございます。以上でございます。

達田委員

改修の要望につきましては、また個々の要望を上げていきたいと思っておりますが、とにかく桑野川の流域というのは、山の斜面から大雨が降るたびにどんとどんと土砂が崩れてくるというような所で、せっかく掘っていただいてもすぐにまたたまるというような土質なんですね。ですから、周辺の皆さんが大雨のたびに心配されるというのはそういうところもありますので、是非引き続き力を入れていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、もう一点は、やっぱり水に漬かった所の皆さんが、堤防の草刈りはどうなっているのかということをおっしゃるんです。というのは、満杯になって流れますよね、大雨のときにね。そのときに堤防の草がぼうぼうに生えてまして、穴が開いているものやら亀裂が入っているものやら、全然分からないと。以前は国土交通省と同じように年に2回刈ってくれていたのに、最近は少しも刈ってくれない。刈ってくれても1回と、そういう状況では堤防の様子が分からないので、本当に心配だという声が上がっております。県管理の堤防についての草刈りというのは今どうなっているのでしょうか。

川人河川整備課課長補佐

河川管理者が行う堤防の除草は、堤防のり面の点検や河川の状況の把握が適切に行えるように実施しております。しかし、県が管理している河川は、本年4月時点で494河川、管理区間の延長が約1,800キロメートルございまして、国管理区間の延長約180キロメートルの約10倍と長いことから、年に1回の除草しかできていない状況でございます。ただ、年に1回の除草でより効果的に除草ができますように、除草の時期を7月から8月中旬としております。このため県が実施している年1回の除草を国と同じ時期に実施すると、除草後に成長した草を刈ることができず、出水後の堤防点検や河川の状況を十分把握できないことが想定されるために、効果的な除草ということで年1回取り組んでいるところでございます。

達田委員

草はすぐ生えてきますよね。刈っても刈っても生えてくるので、本当に切りがないような作業なんです。国のほうは堤防護岸の維持管理ということで、「堤防や護岸の異常損傷箇所の早期発見に努めるとともに、必要に応じて適切な補修を実施している」ということで、「特に堤防については、洪水期の前後には堤防除草等を行い、徒歩等により詳細な点検を行うほか、洪水時においても巡視による点検を実施しており」と書いております。ということは、2回刈ってるわけですよ、洪水期の前と後に刈っているということなんです。ちょうどその境目にお住まいの方なんかは、国はきれいに刈ってくれているのに、自分の所はどうなっているのだろうか、危ない、心配だということと言われるわけなんですけれども、やっぱりきちんと堤防そのものがどういう状況かというのを見えるように草刈りというのは大事な作業ではないかと思うんです。距離が長い、そんなにたくさんお金がないということは分かります。けれども、安全、命を守るという観点から考えるならば、本当にここにお金をかけなくてどうするという、そういう思いもするわけなんです。地域によったら県民の皆さんの力を借りて草刈りをやってるよやという所もございまして。ですから、私、これ、一つ提案なんですけれども、4月、5月には県民の皆さんのお力をお借し

くださいということで募集をかけて、それでやってくれる団体とかありましたら是非お願いをします。そういうところがない地域については、年2回の草刈りをきちんと県が責任を持って行うというようなことが必要じゃないかと思うんです。今、草刈りをやってもいいよという方もおいでますし、全国的に見れば草刈り十字軍の活動なんかもございますし、いろんなボランティア活動なんかやってる方もおいでますので、全面的にそこに頼ったらいけませんけれども、一部はどうしてもできないという部分はそういう県民の力を借りて、そして、足りない部分、ほとんどの部分は県が責任を負うという形で、少しでも費用を安く上げたいというのであれば、そういう方法もあるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

川人河川整備課課長補佐

県では住民の皆様との協働による地域の河川環境の保全と維持管理費の縮減を目的に平成22年度より官民協働型河川維持管理システム推進事業を立ち上げまして、堤防除草等に多数の住民団体に参加を頂いているところでございます。ちなみに、平成26年度には桑野川、岡川など16河川で20団体、約1,150名の参加を頂きまして、堤防の除草面積が約18万4,000平方メートル、延長にすると約20.3キロメートル堤防除草を実施いただいているところでございます。以上でございます。

達田委員

本当に堤防の目立つ所、ここを安全に管理してほしいという所で、住民の皆さんが頑張っていて草刈り作業をやっているということで、効果は大きく上がっていると思うんですが、ただ、2回の草刈りというのじゃなくて、これ1回だけですよということに制度がなってますのでね。やっぱり2回できるような制度にしていく必要があるんじゃないかと思うんです。ただ、7月、8月、また6月から9月にかけての非常に暑い時期でございますので、これをほぼボランティアでやっているというのは大変な作業なんですよ。そこを十分考慮いただいて、住民の皆さんが健康を害することなく、元気にそういう活動に参加をしていただけるような方法を是非考えていただいて、もっともっと広げていただけたらと思います。

それと、こういう活動ができる所はまだいいんですけれども、高齢化してしまっていて、草を刈りたいが、もうそういう元気もありませんという方がお住まいの所の地域もあります。そういう所は堤防に大きな木が生えたりしてるんですよ。草が生えてね。ですから、そういう所は責任を持って県がしっかりと草刈りできるように是非お願いしたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

川人河川整備課課長補佐

お尋ねの河川維持管理システム推進事業についてですけれども、同じ場所を複数回除草いただいても委託料は同額としておりますのは、事業の目的が住民の皆様との協働による地域の河川環境の保全であり、また、限られた予算で多くの箇所で多くの住民の皆様にご協力をお願いし事業拡大を図っていきたくて考えておりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

達田委員

一番最初に言いました堤防の草刈りの目的から言いますと、やっぱり基本的には県が責任を持って安全を確保すると、そういう仕事なんですよということをしっかり認識していただいて、そして、あくまでも県民の皆さんがやっていただいているのは、予算がないからやっているというのじゃなくて、県民が力を出して世の中の役に立っているという意味で皆さん出てくれていると思うんですよ。ですから、もとの災害防止という観点では県がしっかりと責任を持って、ここにまず予算を付ける。県民の皆さんのお力をお借りするのが主ではなくて、やっぱり県が主になっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。是非この制度をお考えいただいて、ほんとに草刈りは2回、国に合わせてやっていただかんと、草はどンドンどンドン伸びてきておりますので、是非よろしく願いいたします。

それと、もう一点なんですけど、今回、予算で出てきております土砂災害危険箇所緊急調査事業なんですけれども、この事業の目的に基礎調査を加速し、調査結果を住民に周知ということで、防災意識を高めて土砂災害に強いまちづくりということが目的と書かれております。この事業の内容について、どういうふうにする土砂災害に強いまちづくりになっていくのかということをもうちょっと詳しく御説明いただけたらと思います。

大和砂防防災課長

今回、補正予算に計上させていただいております土砂災害危険箇所緊急調査事業についてでございます。土砂災害防止法につきましては、昨年8月の広島市における土砂災害を契機といたしまして改正作業が行われ、今年1月18日に改正土砂災害防止法が施行されたところでございます。この中身といたしましては、基礎調査結果の公表の義務化というのが規定されております。このため本県といたしましても、基礎調査を加速することによりまして基礎調査の結果を速やかに公表し、どこが安全か危険かということを住民の皆様にご覧いただき、また早目の避難行動をしていただくために調査を加速しているものでございます。

達田委員

平成28年度に1万3,000か所、この調査箇所を100パーセントやるんだということで書かれておりますけれども、これ28年度に全て終わるとするのは間違いはないんですね。

大和砂防防災課長

昨年度、改正土砂法になりまして、国の目標といたしましては、本年度からおおよそ5年で基礎調査を完了という目標がございます。本県につきましては、それを3年前倒しいたしまして、今年と来年2年間で完了することとしております。

達田委員

国よりも前倒しをして早くやってしまおうということで取り組まれるということなんですけど、この土砂災害の危険箇所、いろいろ調査をした結果、土砂災害のおそれのある場所

の地形や地質等を調査して、これを公表しますよと公表して、ここに自分が住んでるのかどうかというのを住んでる人に早く知っていただくということが大事だと思うんです。大体こういう所に住んでおられる方がさっと県のホームページを見るかどうかというのはちょっと私には分からないんですけども、どういうふうにしてお知らせするんでしょうか。

大和砂防防災課長

調査結果の公表につきましては、現在、徳島県のホームページの徳島県総合地図提供システムの中の防災減災マップというところに調査結果を表示しております。これはホームページですので、なかなかホームページを見られない環境の方もおいでになるということで、市町村の役場とか各庁舎にきていただければ閲覧できるような体制をとってございます。

達田委員

私も教えていただいて見てみたんですが、細かく地図に書かれていて、これを見たら自分ちがどうなっているのかというのが分かると思うんですけども、ただ、これを見るまでの過程が、おたくの所はこうなんですよということをきちんと教えていただかないとなかなか分からないということがあると思いますので、これの周知を図るということがまず一つだと思います。それと、この調査をして土砂災害の警戒区域、それから特別警戒区域になりましたという場合に、それがどういうふうが違うのか、そして、現在、既に調査をしている所で警戒区域と特別警戒区域になってる所がそれぞれ何箇所なんんでしょうか。

大和砂防防災課長

土砂法におきます警戒区域と特別警戒区域の違いでございますが、警戒区域になりますと、市町村が警戒避難体制の整備、ハザードマップを作成するというをさせていただくことになります。また、特別警戒区域になりますと、建物の構造規制とか特定の開発行為に関する許可制、また建築物の移転勧告ができるとなっております。平成27年3月31日現在ですけれども、警戒区域の指定が3,251か所、うち特別警戒区域が2,991か所の指定となっております。

達田委員

これまで私たち、急傾斜地の対策をちゃんとやってくださいとか、地すべり地域をちゃんとやってくださいとか、いろいろそういうことを言ってきたわけなんですけれども、土石流危険溪流地域というんですか、それから地すべりとか急傾斜とか三つありますよね。そのうち警戒区域及び特別警戒区域になっているというのは、それぞれ徳島県内どれだけあるんでしょうか。

大和砂防防災課長

それぞれの警戒区域、特別警戒区域の指定数でございますが、土石流に関しましては、警戒区域が872か所、特別警戒区域が695か所、急傾斜につきましては、警戒区域が2,345か所、特別警戒区域が2,296か所、地滑りについては、警戒区域が34か所で特別警戒区域

はございません。

達田委員

おいおい、またお尋ねをしていきたいと思うんですけども、こういう危険な箇所になりましたよという周知、それから、危険な箇所に指定されているからといって適切に避難ができるのかというのが非常に心配されるんですね。伊豆大島でしたかね、それから広島を見ましても、真夜中でしたよね。逃げてくださいと言われても、暗がりの中でどうやって逃げていいかわからないという、そういう中で土砂が押し寄せてきてたくさん亡くなったということで、これを逃げてくださいとかいう市町村の長の方は非常に御苦労なさると思うんです。指定をしました、安全に皆さんに避難をしてもらいましょう、そのためにどういうふうに工夫をされていくんでしょうか。その点だけお伺いしておきます。

坂東とくしまゼロ作戦課長

避難誘導の方法についての御質問でございますが、避難誘導につきましては、市町村のほうで雨量、それから土砂警戒情報、こういったものを勘案しまして、まず避難準備情報、それから避難勧告、避難指示といった段階でそれぞれ情報提供を行っております。このそれぞれの避難情報につきましては、防災行政無線、これは同報無線といまして屋外のスピーカー、それから個別受信端末、これは屋内にそれぞれ各戸に配っておるものがございますが、そういったもの、さらに広報車等によりまして住民への周知を図っておるところであります。さらに、近年におきましては、携帯会社の協力を得ましてエリアメールでありますとか緊急速報メール、こういったものによりまして住民への情報提供を行っております。ちなみに、エリアメール等につきましては、県内24市町村全て加入して利用可能な状態になっております。

達田委員

せっかくこういう事業をされて、そして危険箇所はここですよということも公表するということになりますので、それが本当に命が助かるような避難体制、そして、またもう一つは、危険箇所をきちんと整備をして危険が少なくなるような対策をとっていくということに是非力を入れていただきたいということを申し上げて終わります。

長池委員

今のちょっと関連するので、先に。この進捗状況についてというやつですね、これ。多分、毎年度出されておられると思いますし、多分、毎年度、私も見ているんだろうなと思うんです。ですので、もしかしたら毎年同じような議論の繰り返しになるかもしれませんが、その点は御容赦ください。今を確認します。毎年こういった委員会に出されていたかどうかを確認したいと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

「とくしま－0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画の進捗状況についての御質問でございます。この形の進捗状況につきましては、毎年度報告をさせていただいております。

長池委員

1 ページ目を見ると、395の取組で達成が137、順調が249、要努力が9ということで、徳島県の地震対策が非常に順調のように見えるんですが、こんなにたくさん395もあるので、一つ一つ全部は見てないんですが、ちらっと、ばらばらとめくって気になったところを一つ、二つ、ちょっとお聞きしたいので、皆さん、自分のとこが当たらないように祈っておいていただきたいと思うんですが。今、気になったというか、ちょっと確認なんですけど、8ページの土砂災害の対策の促進ということで、8ページの（6）であります。ナンバーでいうと131番、土砂災害の危険性のある人家の保全対策の実施ということで、そういう数値目標がいろいろありまして、すごい大きな数が出てます。これは保全ができたということなんでしょうかね。達成というふうにあるんですが、さっきの議論とよくかみ合わないの、解釈の違いなのかなと思うんですが、これだけ見ると、土砂災害の危険性のある家は全部保全できたように達成できたように感じてしまったんですが、このあたりの解釈を教えてください。

大和砂防防災課長

土砂災害の危険性のある人家保全対策の実施ということでございますが、これにつきましては、平成22年度で2万2,100戸ございまして、そのうち27年度の整備目標といたしまして2万2,900戸、それと災害時要援護者関連施設7戸につきまして、これはハード対策で保全をするということでございます。それが達成できましたという御報告でございます。

長池委員

目標が達成できたということで、保全ができたというわけではないのですね。そういうことですね。

大和砂防防災課長

砂防ダムとかの急傾斜の施設をつくることによりまして被害を止めると、要するに保全ができていくということでございます。

長池委員

砂防ダムとかができたということですね。安心・安全ということですね。では、さっきの議論は何だったんですか。あれは地震と関係ないのかな。別ですか。というかね、まあいいです。ここだけではないんですよ。達成というところを見たら、本当に達成しているのかとか、逆に言うと、ホームページ作りまして、達成というのがあったりしてね。今度、順調を見たら、本当に順調、例えば達田委員も前から言っている、何だったかな、5ページの木造住宅の耐震化だったら、皆順調だったりするんですよ。木造、全然順調でないように思うんです。毎年予算を消化し切れずに終わってしまっているとよく聞くんです。3年も4年も前から私も言っているのですが、全然順調でなくて、一回も今まで予算が足りないの、上げてくださって言われたことないもんね。逆に使い切れないみたいな予算になってしまって。これは、外部有識者からなる徳島県南海トラフ何とか委員会を設置し

ているということで、この資料を今後どういうふうに扱うのかをちょっと教えていただきたいんですが。

坂東とくしまゼロ作戦課長

「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画のこの資料につきましては、去る5月29日に徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画推進委員会、こちらにお諮りをしまして御意見を頂いております。それで、今委員から御指摘のありました達成、順調のいわゆる感覚といたしますか、実感といたしますか、そういったことにつきましては、私どものほうでも委員から同じような御指摘を頂いております、この点につきましては、今年度、県民の意識調査を実施いたしまして、私ども施策を実施する側と住民の方々の実感とのそごというものがないのか検証することとしております。

長池委員

今、アンケートというか、県民の意識調査をするということでございましたが、これは今回初めてなんですかね。過去にもそういう調査をされたことがあるのか。もしあるのであればありましたら、その結果等を教えていただきたい。

坂東とくしまゼロ作戦課長

この意識調査といたしますのは、3年に一度、これまで実施しております、前回ですと、この被害想定避難率等に活用しております。ただ、今すぐ、過去の意識調査についての数値については出しておりませんので、また後ほど御説明させていただければと考えております。

長池委員

分かりました。多分、県民の意識というのは、やっぱり一番高まったのは4年前の東日本の大震災で、それ以降はもしかしたら下がっているんじゃないかなというのは容易に予想できるんですが。ただ、少なくともここにいるメンバーはそうであってはいけないというふうにいつもお尻をたたかなければいけないというか。お互いで刺激し合わなければいけない中で、これは県民向けでも構いませんけど、自分やの中ではやっぱり意識として、例えば達成というのは、ある意味それで終わりみたいなイメージがあるんですが、順調ぐらいでいいと思うんです。順調というのは、順調なんだからこれからも努力を続けましょうという意味の要努力ですね。この要努力9件というのは見直しですよ、はっきり言って。やっぱり計画そのもの、若しくは、やり方がうまくいってないから要努力になっているのであって、努力が足りないわけではないと思います。これはしっかり根本的にその計画というものを見直し、また、何が要努力になったかというのをしっかり検証していただくようお願いしたいと思います。

それから、今、横から達田委員が言ってくれたんですけど、もう細かいところについて申し訳ないけど、例えば5ページの今言った木造住宅の一番下ですね。目標数値が県民の要望に100パーセント対応しているから順調みたいな感じでね。これは言ってきた人はしてあげているのだろうけど、これが目標ではないと思うんですね。やっぱりできるだけ耐

震化というのを進めていく上で、いかに県民からの声を逆に吸い上げるかというのが重要だと思いますので、そのあたりをしっかりと精査というか、気を引き締めていただきたいというふうに私は思いました。ちょっとこれを見たもので、このぐらいにしておきます。あと細かいところは委員会外でいろいろ聞いていきたいと思います。

もう一点ですが、先日、報道等でありまして、地元の小松島の話なんですけど、小松島の沿岸部に和田島という地域があるんです。そこでいわゆる津波対策として土を盛って避難マウンド、高台を造る、俗に命山というふうに言われているものを今回建設するというふうに市のほうの事業として上がっております。これ、もともとはそこに避難タワーを造る予定だったんですが、地盤がどうも緩いというか、地震が起きたら傾く可能性があるということで、調査した結果、山にしたほうがいだろうというような、大ざっぱにいうとそういう経緯だそうです。確かに、避難タワーは少ない面積でまっすぐ上げますので、有効な部分はあるんですが、それこそちょっとでも傾いたらあそこには逃げれんわなという建物になるということで、そういうことなんです。

その小松島の避難マウンドを建設するに当たって、県のほうが御協力いただけるというか、いわゆる小松島の事業なんですけど、土を大量に必要としますので、その土を市だけで確保するのは難しいということで、県のほうと協議の上、融通してもらえろという話を聞きました。どうも建設で出るような残土というんですかね、そういうのを利用してということで、今までそういう残土処理というのいろいろな事業において課題の一つだったと思うんですが、それをクリアするという意味では一石二鳥、三鳥みたいな話になるのかなと思って、非常にコストの面でも軽減されますし、いいことだなというふうには思っているんですが、県としての建設残土を融通するに当たってのお考えといいますか、そのあたりをお聞かせいただきたいんですが。

川人河川整備課課長補佐

盛り土式津波避難施設である通称命山は、平時は周辺住民の憩いの場として利用され、自然災害発生時などには一時避難場所として利用される重要な施設であると認識しております。委員からお尋ねの小松島市が和田島で整備予定である盛り土式避難施設への建設発生土を提供することについては、先日、小松島からの御要望を頂いたところでございますけども、土砂の搬入時期など工程調整をはじめ、小松島市と十分連携を図りながら前向きに進めてまいりたいと考えております。

長池委員

もう終わります。防災というのは市町村が基本で、県というのはそれを補助するような形で、やっぱり事業主体は市町村であるというのが基本なんですけど、そうは言ってもゼロ作戦でございますのでね。例えば県が持つておる場所に避難マウンドを県が造ってもいいのではないかな、若しくは、そういうことを各市町村に提案するのもありかなと思いますし、そういうメニューがこっちにはありますよというのを県から市のほうへしっかりと発信するというのも重要なことだと私は思います。さらには、その残土をどうするかというのを、いろいろな事業でお困りと聞いておるので、残土処理のメニューの中にもしっかりとそういうものも組み込めるのではないかなと私は考えておりますので、是非今後も、ここ、

避難マウンドができるのではないかなというのを、積極的に県のほうも見つけていただいて、それこそ川にたまってしまった土砂をそっちに持っていくとか、いろいろアイデアとしてはできるんじゃないかなと思います。何か西日本で初めてできるということで、市のほうも力が入っているように聞いておりますので、是非とも御指導と御支援をお願い申し上げます、私からは終わりたいと思います。

西沢委員

この中に載っておりますことからちょっとお聞きします。3ページの県立高校における防災クラブの設置、それから中学校における防災クラブの設置、順調となっておりますけども、これは目標というのはどんなのですかね。

阿部体育学校安全課長

県立高校における防災クラブの設置に関しましては、本年度、全ての県立高校で設置をするということで設置していただいております。中学校のほうに関しましては、県立中学校に関しましては設置済みなんですけど、それ以外の市町村の中学校に関しましては、市町村にお願いしながら今後設置校を増やしていきたいということで、順調というふうな評価をさせていただきます。

西沢委員

お願いしているから順調というのがよく分からないが、もっと積極的に作っていただくように、年度を決めていつまでに作ってくださいよというぐらいの強いことで言ってください。ちょっと教育関係で気になるのが、何かをやるときにモデル校を作るんですね。ここにもモデル校の話がありますよね。防災教育の推進モデル校設置、21年度まで24校指定して達成と。ずっともう十何年前から言ってきたのが、学校教育で取り上げるように言ってきた、やっとなったのは事実ですけども、でも、そのときになかなかやってくれなかった。やっとなったらモデル校。モデル校で3年かな、4年かやってきて、それで次はというような、何かそういう段取りがなかったらいけないのですかね。モデル校を作らなかったら物事は進まないんでしょうか。それが非常に気になりました。そういう防災教育が必要だというのは誰もが知っているとします。その中で全国でもかなり防災教育はやられておりました。だから、モデル校を設置しなくても情報というのはどんどん集めてこれるはずだったんですね。でもやっぱりモデル校。というのはその当時からどうも合点がいかなかった。やり始めたらどんどんやる。このあたりはどうなんですか。やっぱりモデル校を作らなかったら次に進まないのですか。

阿部体育学校安全課長

モデル校に関しましては平成21年で終了していると思うんですが、一応、一気に全ての学校でという形がなかなか予算面とかいろんなことがありますので難しい部分で、防災クラブに関しましても、毎年5校ずつ増やしていたんですが、それではもういけないということで、本年度14校一気に増やしまして、全ての県立高校では防災クラブを設置というふうに我々のほうも増やす方向に今一生懸命しておりますので、そのあたりで御理解いただ

けたらと思います。以上です。

西沢委員

そのときに思ったのは、金がなかったら防災教育はできないのかということのを思いました。できることからやっていったらいいんじゃない。どんどんそれをちゃんと進めて行って、本当のものにしていったらいいんじゃないかと思うんですけども、ちゃんと作ったものでそれでやると、予算これだけでやるという、どうもそれが先に立ってしまって、防災教育が必要だからやるというのがよく分からないというのが。もっと学校というのはやるべきことはどんどん進んでやると、その中で当然必要なお金が要るかもわかりませんが、必要でない、お金がなくてもできるものもあるじゃないですか。そういうことをどんどんやっていくという姿勢がなかなか見えてこなかったのが、私自身はいまだにそれは合点がいてないところです。やらなければいけないことはどんどんやってほしいなというふうに思います。それはそれで置きます。

それから、学校防災管理マニュアルの修正・運用、これは順調。24年度の修正で順調。これはもう終わったんですか。順調だからまだですよ。24年度に修正となっておって順調というのはどうなってるのかな。ちょっと分かりにくいんです。

阿部体育学校安全課長

防災マニュアル等の見直しに関しまして、小中高それぞれの責任者を呼びまして研修をしまして、見直しを全て終了しております。現在、その見直した新しい防災マニュアルの運用についての研修会を進めているところでございます。

西沢委員

一応24年度に修正を終わって、その研修をまだやっていると。だから順調だという話ですね。わかりました。ちょっとこれだけでは文言が足らなかったんだと思います。わかりませんでした。すいません。それから、その2行下ですね。防災スペシャリストティーチャーの養成、26年度からですね。去年度からやって、順調となってますけども、防災スペシャリストティーチャーの養成というのは、これは計画的にはどうなってるんですか。

阿部体育学校安全課長

県立学校に防災士の資格を持つ先生方を置こうということで、昨年度より毎年10名ずつ育成し、全県立学校に配置するという目標で現在進んでおります。以上です。

西沢委員

高等学校だけですか。小中学校とか幼稚園とかはどうなってますか。

阿部体育学校安全課長

費用の面がございまして、これも普通に取りますと一人6万くらいのお金がかかりますので、とりあえず県立学校に設置して、県立学校が一応避難所に指定されておりますので、避難所等になった場合にリーダー的な役割をしたり、地域の小中学校と一緒に避難訓練を

したりするリーダー的な立場を県立学校でまず育てようということで、現在、県立学校で毎年10名ずつ取るように進めております。

西沢委員

県立学校で終わるということですね、防災スペシャリストは、じゃなくて、やはり保育所・幼稚園も含めて、教育委員会は保育所はあれですけども。でも、保育所・幼稚園・小学校・中学校、全部その中心になる先生がおられて、それでそのスペシャリストの先生が皆さんに教えていくと。その先生がおらんかったら何もできんで困りますからね。そういう広げていく努力は必要なんじゃないですか。まさかのときに高等学校の先生にスペシャリスト、聞きに行くわけにいかないからね。やっぱり各学校、保育所、幼稚園の中にそういうのをちゃんと置いて、それをちゃんと誰でもできるような形に広げていくという形をとっていきべきだと思うんですけども、いかがですか。

阿部体育学校安全課長

徳島県と徳島大学防災センターとの協定におきまして、防災士の資格を取れる講座というのは年間を通じて実施しております。そういう講座を進める中で、小中学校の先生方も防災士を取る機会というのは提供してございますので、そのあたりでまだ県の施策として小中学校というところまでまだ話が行っておりませんので、現時点では県立学校だけということを進めさせていただいております。

西沢委員

中途半端ですね。やっぱりちゃんとそこまで計画を立てて、金がないなら金がないように、今年できるかどうか分からないけど、ちゃんと計画を立てて進めてほしいなと思います。そういう意味では順調というのはちょっと。もうちょっとちゃんと計画を、中期になってもしょうがないですよ、金がないんだったらね。でも、やっぱりもうちょっとちゃんと広げてほしいなと思います。

須見委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。（12時00分）

須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは質疑をどうぞ。

西沢委員

すいません。あと30分の持ち時間、全部使うつもりはないのでね。まず、警察犬のことでお伺いしたいんですけども。この計画の中で災害救助犬という項目、どこかありましたね。一応、災害救助犬は警察とはまた別のところみたいですけども、現実的に、今いろんな犬をそういう行方不明者を捜してみたり、大災害のときは人を、それも人を捜してみたり、麻薬の犬、麻薬を探したり、最近は特にいろいろなパターンに使われています。これ

も20年前から私は言ってるんですけども、警察犬は警察の犬じゃないんですよ。警察犬は警察の犬じゃないですね。囑託犬なんです。徳島でいう警察犬は囑託犬ですね。人に頼んでというか、個人が持っていて、それを人を捜すために利用できるというのか、使うための訓練をやってみたりして、餌代はちょっと出すのかな、ということの前に聞いたことがあります。これも20年前に聞いた話なので、今はどうか知らないけど。

この前も牟岐町で人がいなくなりまして、それを救助するのにそういう犬もきていただきました。きていただいた中で、ちょっと時間が遅れたのもありました。その前に捜しに皆さん出て行ってます。そして警察犬がきたときには雨が降ってました。だから、これは無理やなと思いましたが、やっぱりそういうふうな人を捜すための犬というのは、一番最初にまずきていただいて、そして犬が捜しに行くと、それから後に人間が入っていく。でなかったら、大勢の人が人捜しに入っていくと臭いが混乱しちゃって犬も捜せないということもあり得ますので、まず人捜しの一番トップバッターは犬だということを思います。

それが今の現状でいきますと、徳島県には人に頼んでいる囑託犬だけなので、その人が犬の横にいればいい。でも仕事を持ってるということで、即応体制にはなかなかならないときもあるんですね。だから、警察そのものがまず先頭バッター、一番最初の犬、犬の中でもトップバッターで行く犬だけでも養成してやって、後のフォローをそういう囑託犬がカバーしていくという体制のほうがいいんじゃないかなと。でなかったら、後回しになったら役に立たないんじゃないかなと思います。これは20年前から言ってることなんですけども、四国の中では、その時も聞いたんですけども、徳島県だけが警察の犬ではないと、持ってないということで、設備も要り、それから、それを養成するためのいろいろ人も要り、ほかのも要ると、餌代も要るということで、警察そのものがそういう犬を育てていくということは非常にお金がかかるというのは分かっています。それだったら、他県に養成をお願いすれば建物は要らない、訓練する人も要らない、ただ犬について一緒にきて、その犬を扱う人が要るのは事実ですね。でも、一応、格安にそういう警察の犬を、人捜しだったら人捜しの犬を格安で訓練させることは可能じゃないのかなと。

これから人捜しというのがだんだん増えてきてます。高齢化して、残念ながらちょっと認知症になってる人も多くなってきてるので、人捜しの場面が多くなってくるので、まずは率先して犬が行ける体制づくりというのは必要になるんじゃないかなと思います。ここらあたりは、もうそろそろ時代が変わってきたので、警察外のどこかに頼むと、他の県に頼んでもいいですよ。そういうことをまず考えてほしいんですけども、いかがでしょうか。

町口警備課長

県警察の警察犬の運用等についての御質問でございます。まず、警察犬の運用制度についての御説明でございますけども、警察で警察犬を養成する直轄犬制度と一般の愛犬家が養成する警察犬を活用する囑託警察犬制度の2種類がございます。本県は囑託警察犬制度をとっております。それで、四国内ではどのような状況かと申しますと、委員御指摘のとおり、四国では徳島県を除く他の3県が直轄犬制度を採用しております。それで、現時点では四国4県内での警察犬の運用連携というのは行っておりません。

そして、次に、警察犬の直轄犬の運用の中身についての御説明でございますけども、直

轄犬の運用については、委員より御指摘がございましたが、犬はもとより訓練士の養成の問題、それから施設が必要となる問題等々ございまして、短期的にはなかなか対応が難しいという事情がございます。もとより災害救助犬の運用については、災害現場においてある一定の犬の頭数を必要とし、瓦れきの中で訓練士とともに活動する犬の運用方法と認識しております。平素、警察が運用している搜索活動等とは活動が異なるところでございます。したがって、個別の県が少数の犬を直轄犬として運用している現状ではございますが、災害等において効果的に運用することはなかなか難しいのではないかと思います。したがって、広域な活動で他県の応援とか、あるいは県内での救助活動、搜索活動、行方不明者の搜索という点におきましては警察犬の効果が期待されるところでございますけども、災害等での救助という側面からすると、NPO等の民間団体との連携などを行うことによりまして、現時点においてはそういった運用が現実的ではないだろうかと思います。制度、運用方法については研究してまいりたいと思います。

西沢委員

何か言っていないことまで言っているような気がする。そういう大災害のときに救助するための犬とは言っていないです。今現実に行方不明になったときに、搜索に出ていける体制づくりというのが、警察自身が持つ犬がまず先発隊で行って、それでフォローするのは民間に頼んだ犬が後から行く体制でもそれは構わないじゃないかと。でなかったらスピード感がなくて役に立たないことがあるんじゃないかなと思います。そういう体制を徳島県内でできないのだったら他県にもお願いして、そういう他県で訓練しているところでやっていただけたらいい。そしたら格安でできるのではないかということで、そんなことを検討してほしい。大きな災害のときの犬はまた別に考えなければいけないと思います。いろんな犬の種類がありますのでね。できたら検討してくださいということで終わっておきますので。いいですか。検討してほしいです。

次に、三連動なんかを皆さんどう思っているのかなと思うんですけども、最近、日本列島そのものが、世界的にもそうなんだけど、大分揺らいでますよね。火山なんかは特に日本全国であっちこっちで起こってますよね。地震もちょっと増えてきましたね。徳島県内もそうですけども、徳島県のは余り大きくないけども、ぼちぼちと何か嫌な雰囲気になってきましたよね。確かに火山だけじゃなくて地震も危険な時期になってきたんじゃないかなと。30年以内に70パーセントとか、どこかで80パーセントとか何か、そういう30年以内やいう単位じゃなくて、今即起こるんじゃないかなという危機意識も持たなくてはいけないときになったのではないかと、そう思うんです。そう思うのであれば、そこで何をすべきかということを考えなければいけないですね。30年以内に70パーセントであれば、まあ30年というスパンの中で何から順番にやっていくかとか、ちょっとあるんですけども、今即起こるとなったら、今即何をやらなければいけないのかと。これだけでもやっておかなければいけないというものがあると思うんですね。

三連動なんかは今起こりますと、一番困るのは水と食料ですね。電気もそうですね。それに付随して電気がなかったら何もかも動かさせんから。水とか食料とか電気は直近、今即起こっても動かせる体制が必要ですよね。非常電源なんかは、どっちかというところ、ちょっとの時間で燃料が切れてしまいます。燃料がこなかったら終わりですね。災害拠点の

所なんかはそういう燃料というのは周りからかき集めて、まず確保するというのはやっているとありますから、しばらくは燃料は非常電源でもあるんじゃないかと思いますが、そういう直近で起こることを考えて、その中で何を考えていくかと。

ちょっと考えたんですけども、まず水なんかで考えますと、当然ながら井戸、ため池、それから上水道、川の水といろいろ考えられますけども、大災害が起こって津波でばったりやられたときには、そのやられた所というのはまず水で洗い流さなければ、飲み水もそうです、洗い流さんかったら病気が蔓延しますよね。あれ、東日本大震災ですか、肺炎が蔓延しましたね。もう大変な状態になりましたね。あのとき水道が十分に出たら、あそこまでひどかったかなと思ったりしますよね。だから、病気が蔓延しないためにはきれいな水が必要。上水道が出れば何とか皆さん方、清潔が多少は保たれるのではないかと思いますね。上水道とか井戸とか川の水もありますけども、それをタンクローリーでやるのはかなり時間がかかったり、量が運べませんよね。やっぱり上水道が出るということは大前提かなと。これは各市町村の問題ではありますけども、県が指導する立場として、こういう上水道を生かせる体制づくりというのが、まず水が一番豊富に出ると、その直後の処理も何とかできるものも多いんじゃないかなと思うんですね。

聞いてみたんですよ。今の上水道施設、水源地を確保する方法というのはないんですかとあるところに聞いたら、密閉するということは至難の業だということを聞いたんですけども、でも、検討してみる必要はあるんじゃないかなと。使用電源も含めて、津波がきたときは、密閉して、これに水が入らないようにすると。津波が引いてからそこを利用できるように、その密閉する方法がないのかなと。当然ながら、船が流れてきたりしてぱさつとやられるかもしれませんね。物が流れてきてね。でも、確率的には残る確率は高いですね。今のままだったら、津波がきて漬かったら、多分、ポンプはだめ、配電盤もだめ、コントロールする盤なんかも漬かっちゃったら、まず全部取り替えなければ無理ですね。三連動の案からすると、じゃ、そういう替える機械があるのかと、備品があるのかといたら多分難しいでしょうね。どれだけ三連動みたいに、東京から九州までかなり沿岸部がやられてますよね。そういう水源地なんかはほとんどが川の横、水がある所にありますから、やられる所にありますから。まずはそういう水源地が津波でやられない方法論はないのか、そして、それがどうしても無理だとしたら、それが水が出る所じゃないと水源地になりませんから、水が出る所で普通のところというのもないのかどうか。そういうことから、できるだけきれいな水がふんだんに使える体制づくりというのも研究してほしいなど。一つの県だけじゃだめなら、そういう研究機関とか国のほうにこれを検討してほしいということ言うてほしいなというふうに思います。

食料も、今T P Pが大分問題になってますけども、特に全国的に例えば米の値段なんかは生産に合わない金額になっちゃってますけども、T P Pが発動されると、多分、海部郡の人は今でもやめようという状況の中で、面積がすごい小さい面積ばかりですから、かなりの特殊なものを作らなければ米はかなり厳しいですよ。やめるところが多いんじゃないかなという思いがします。食料そのものが、田舎であったとしてもどれだけ確保できるのかというのは分からないんじゃないかなと、そんな気もします。だから、そのためには、この前、2月20日に言ったように、何かの形で田舎が食料基地としてちゃんとなる方法論、これもここの防災の中での一番大きな問題じゃないかなと。食料確保のためにね。

そういうことを皆さん方考えていただいて、できるだけ食糧基地としての体制づくりも防災上の面からも考えてほしいなというふうに思います。

電気もそうですよね。なかなか電気が復旧するまでに時間がかかるような気がするんですけども、何か1週間か10日ぐらいでというふうな電力会社のほうの話みたいですけども、ばさっとやられて海水に漬かっちゃったら、それこそ取り替えなければいけないので、東京から九州までのかなりの所がやられてしまったら、電車なんかやられてしまったら、電線も含めてかなりの部品関係が要るんじゃないかなと、簡単には電気がこないんじゃないか。そのためには、先ほど言った水源地なんかもソーラー発電とか、そんなので賄いなんかも考えていって。その地域地域で電気を利用できると。いろんな人が今ソーラー発電をやってますよね、個人も企業も。それらをうまく利用させていただく。コンセントとかバッテリーとか、そんなのをどうしたらいいのかということも含めて、地域地域で電力確保ができるような方法論もとっていかなければいけないのかなと思います。いかがですかね。

西條安全衛生課長

ただいま西沢県議のほうから、発災時のまず水の確保についてといったことで御質問を頂戴いたしております。発災後でございますけども、南海トラフの巨大地震発生の第2次の予想では、水道・ライフラインにつきましては、発災直後92パーセントが断水するというふうに言われてございます。

（「断水がね」と言う者あり）

そういった中で、そのような水源をどのように確保していくのか。まず、先ほど水源地の上に防水できるような方法はないのかというふうなことでお話しございました。私どものほうも市町村の担当であるとか、いろんなところに確認しておりますが、今現在のところ、水道水源の上を防水する技術は非常に難しいというふうに聞いてございます。

（「上というんじゃないけど」と言う者あり）

できる限り水源を確保できるようにというふうなことで耐震化を進めていこうというふうに考えてございまして、現在のところでございますが、国のほうに対しましても、徳島県は非常に耐震化率が遅れたところでございますが、特に南海トラフの巨大地震に対応するような市町村においては、市町村の弱い財政基盤等の中でも推進できるように、国のこういったところに該当する地域に限ってまず特化していって、補助率を上げていただくとか、また補助対象にさせていただくというふうなお願いをさせていただいてるところでございます。そういう中でできる限り国のほうにも要望しながら市町村の支援をしていきたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしく申し上げます。

坂東とくしまゼロ作戦課長

食料及び電力の確保についての御質問を頂いております。電力につきましては、県が公表しております被害想定の一、二次被害想定、この中で、発災直後におきましては停電率98パーセント、ほぼ完全に止まるような状況でございますが、1週間後約38パーセントまで停電率を軽減できるという推計を行っております。これにつきましては、東日本大震災を受け、阪神淡路大震災の被災状況及び復旧推移等を基にして算出をしておりますが、当然、東日本を上回る規模の被害、それから、先ほど西沢委員から御指摘のありました関東

から九州までの広域にわたる被害ということも考えますと、この停電率を上回るような想定というのは当然考えられます。これにつきましては、私どもと四国電力、電力事業者の間で復旧計画、今回に関しましては今年度、道路啓開の計画でありますとか、あと国の中央防災会議におきまして南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画がこの3月30日にまとまりまして、こういったものを踏まえた上で電力でありましたり食料供給に関するルート選定等の検討も進めていくように考えています。今年度、国の具体的な応急活動対策に関する計画を踏まえまして、県のほうでも平成19年に策定しております広域防災活動計画、いわゆる受援計画というものですが、国からの支援の受入れについて見直しを行う予定としております。

井筒農林水産部次長

食料の確保についての御質問でございますが、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震・津波災害時等につきましては、徳島県地域防災計画におきまして、農林水産部の各課で一定の食料等を供給する事務を行うこととなっているところです。震災時におけます罹災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給につきましては、一義的には市町村長が実施するものとされておりますが、当該震災に災害救助法が適用され、かつ市町村長から応急食料の要請があったとき、知事は農林水産省生産局と連絡をとり、米穀の緊急引渡しの措置を講ずることとしています。また、災害時におきまして、市町村長は米穀等の調達が可能または困難なときは知事にあっせんを依頼するものとされており、知事は関係団体に対し、米穀等の出荷の要請を行うこととしております。このため、県は、食料供給に関しまして、災害時における生活必需物資の調達に関する協定を七つの関係団体と締結しているところであり、この協定によりまして、お弁当、米穀、魚肉練り製品、水産加工品、漬物、食塩等を確保する体制をとっております。

西沢委員

今まで計画してた、それは分かるんですけども、でも、現実的にそれができるのかと。今の七つのことでも、そんなに簡単にできるのかなと。協定を結んでいるから、そこから食料がずっと永続的に来るのか。永続できませんよね。やっぱり水も食料も電気も永続的にずっと続けて手に入るということが、本当に復旧・復興体制がとれるということになってくるんですよ。あるものの在庫しているものだけを送るというのでは、どのぐらいもつのかなと思ったりします。それも広域大規模災害とかだったらなおさらだと思いますね。東日本大震災だったら、まだ地域的に人口とか、そういう産業活動とか、三連動なんかと比べると桁違いに小さいですから、それと比較するのはちょっと無理があるんじゃないかなというぐらいの程度ですよ。だから、本当に現実に皆さん方が自分のこととしてこれをどう捉えてするのか。農業とか漁業とか、いろんな金融機関とか、いろんなBCPありますけども、各BCPそのものも本当にそんな大きな災害のときにそれでやっていけるのかと。それから、地域全体がBCPとして稼働しなくてははいけませんからね、ずっと。そういう地域が本当に現実に稼働できていくのかと。そういうことを考えて、もっと言ったら、災害でやられたところは、当然ながら財政が厳しくなりますよね、市町村も県も国も。そういうことも考えて確実に打てる手というのを、確実にでないか分かりませんが、でき

るだけの手を考えていかなければいけないときじゃないのかなど。そういう直近に起こったことを考えてですよ。中長期はまたそれなりに考えていくべきであると思いますけども、そういうことを真剣に考えてやっていただきたいなと思います。半時間ぐらいになりましたので、これで終わります。

嘉見委員

この4ページの老人福祉施設の9,000万円、これはどういうことなのか。

春木長寿いきがい課長

今回6月補正をお願いしております9,000万円の補助金の内容でございます。まず、昨年度、本県、台風11号でありますとか12号の災害被害ということで、その大雨によりまして大きな浸水被害があったと。また、他県においても広島県のように土砂の災害によっていろいろ被害があったというような事象がございます。そういうものを受けまして、今回、南海トラフ巨大地震への備えも含めまして、しっかりと災害を未然に防ぐという意味で、高齢者の施設において移転が可能なものがあれば、その移転を支援しようという趣旨をお願いをしているものでございます。

それで、今回、災害の面のみならず、地方創生の面からも考えておりまして、地域の高齢者や子供までが、また認知症や障がい者も含めたその地域にお住まいの方々全ての住民が交流できる拠点とするようなイメージ、それから、一方で防災のための物資でありますとか、それから避難所のイメージを持ったような施設、そういった複合型の機能を備える場合に、先ほどの災害の被害を受けるおそれのある地域の施設の移転というのも合わせまして、今回、機能付与することによって市町村が実施する事業に上限9,000万円を支援をしようとするものでございます。

嘉見委員

どこへ使うのかと聞いている。

春木長寿いきがい課長

具体的には市町村と共同してこの事業を実施しようと考えておりまして、補助を打つところは、例えば特養みたいなどころでございます。それで、補助対象先は市町村経由ということになりますので、その施設に対しては間接補助というような形をイメージしております。

嘉見委員

これを使う基準値は何なのか。市町村に任せ切りなるのか。言っている意味がよく分からない。

春木長寿いきがい課長

具体的なところはちょっと説明不足のところもあるんですけども、先ほど実際に被害を受けた地域のある施設、それから津波災害警戒区域や土砂災害警戒区域などの今後被害

が想定される所にある施設についての事前移転をはじめとする、先ほどちょっと説明させてはいただきましたけれども、地域の防災拠点あるいは多世代交流の多機能型サービスの提供拠点の機能を付与するという条件の下に、市町村と県のほうで共同して事業を実施したいというふうには考えております。ですから、市町村に丸投げというようなイメージではなく、あくまでも市町村と連携共同いたしまして、いろいろ相談の上でこの事業を実施してまいりたいというふうには考えております。

嘉見委員

どこの施設に付けるのかと言っている。

春木長寿いきがい課長

具体的な箇所付けについてはまだこれからの話でございまして、今後、県議会のほうで予算の御承認いただいたということにおいて、市町村なり、あるいは該当するような施設に対して周知あるいは広報を行ってまいりたいというふうには考えております。

嘉見委員

どこに付けるかわからないのに。県が作っておいて、言ってきたら付けるのか。

春木長寿いきがい課長

現在のところ、具体的にどこどこというようなところまでの詰まった話はございませんので、あくまでもこれから、このような制度ができたということを契機にして防災、減災、あるいは地域創生、いろんな立場を鑑みながら十分に周知を図った上で、今年度の事業に取り組むところがあれば取り組んでまいりたいというふうには考えております。

嘉見委員

言ってくるのかも分からないのに、9,000万円付けるのか。どこを何の方向とも言ってきてないのに、こういうのを押しつけるのか。意味が分からないような金を付けてどうするのか。

春木長寿いきがい課長

昨年度いろいろ台風11号でありますとか12号の浸水被害等がございました際にも、いろいろ被害の実態が明らかになるにつれ、こちらの県のほうにもその施設が実際使えるのかどうかとか、あるいは被害がもっと広がった場合にどうなるのかというような相談もございました。しかし、現実的にはなかなか、実際移転するとなると大変な費用がかかる、あるいは建設すべき用地の確保でありますとか、準備なりの期間がある程度かかるものではないかというふうには考えてございます。ただし、事前に十分これまで温められておったというようなところがあるのであれば、できるだけ南海トラフの大地震に対する備えといえますか、できるだけ迅速な対応も踏まえられると考えられますので、そういったところがある場合には対応したいというふうに考えております。

嘉見委員

ほかの人を保護するためというセットでやるわけ、こんなの。どこどこの介護施設を直しますとか、どこどこの病院をしますとか、そのためにお金を出しますとかいうのはないのか。こんな予算の付け方は、これをやるので承認願いますと言って、やるかどうかわかりませんが、付けてくださいよと言うようなものだ。

大田保健福祉部長

この事業に対するお尋ねで、どこの施設に付けるのかということでございます。今現在、具体的な計画としては、私ども聞いているところはございません。ただ、今現在、私どもとして予算計上しておるのは、モデル的なところ1か所に適用する場合として計上させていただいております。むしろ、今現在ないからこの予算が使われないという状況じゃなく、先ほど申し上げたとおり、災害が起きてからではなく、未然にその施設の被害を防ぐという観点も重要ですし、また、申しましたとおり、単に移転するんじゃなくて地方創生という観点からも地域の拠点となるような機能を付加していただくということも考えております。そういう意味では、こちらとしてもある程度誘導するような働き掛けも必要になってくると思いますので、むしろこれを積極的に活用する方法というのを今後考えさせていただきたいと思っております。

嘉見委員

そんなことで、大丈夫なのか。質問するこっちが困るよな。これ、どこに付けるって。今、市町村に1,000万円付けるわけ。これを9か所するわけ。さっき言っていた1,000万円が限度で。県からまともに出すことができないので、市町村を使って出しているだけの話じゃないのか。はっきり言ってほしい。ちょっとおかしいぞ、これは。

春木長寿いきがい課長

金額につきましては、1施設当たり上限9,000万円というふうなイメージを持っております。平均的な特別養護老人ホームでありますと、積算いたしますと大体60床ぐらいが平均ということで、1床当たり積算で300万円ということで、その2分の1を県と市がおのおの負担するというようなイメージでございます。ですから、60かける300万円の1億8,000万円の2分の1というふうな負担の考え方でございます。それから、先ほども申しましたけれども、やはり現時点においてはほぼ具体的なところがあるというわけではなくて、あくまでもこれからこういった制度ができました、あるいはできますということで県内の非常に危険なところにある老人ホーム等の移転に結び付けていくべきではないかなというふうには考えております。

嘉見委員

これ、1か所分が9,000万円。いくら責めても、しょうがないが。これは、ちょっとおかしい。1回出したところにまた出すというのはいいのだろうか。これは、見え見えではないのか。あれを移転させるためにこれをやるわけ。まともに答えられないようなことをしないようにしてもらわないと。まあ、今日はこれで終わります。

須見委員長

ほかに質疑はございませんか。

以上で質疑を終わります。

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。（13時34分）